

北陸新幹線鉄道騒音に係る地域類型指定方針について

長野県環境部水大気環境課

1. 根拠法令等

- ・環境基本法 第 16 条（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号）
- ・新幹線鉄道騒音に係る環境基準について（昭和 50 年 7 月 29 日環境庁告示第 46 条）
- ・新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準（平成 13 年 1 月 5 日環大企第 2 号）
- ・北陸新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型指定について（昭和 58 年 12 月 15 日 58 公対審第 5 号）

2. 地域類型指定に係る基本方針

(1) 地域指定の範囲

北陸新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型指定について（昭和 58 年 12 月 15 日 58 公対審第 5 号）による。

新幹線鉄道の軌道中心から両側それぞれ 300 メートルの範囲とする。（図(1)）

ただし、次に掲げる地域については指定を行わないものとする。

- ア 都市計画法の用途地域のうち工業専用地域
- イ トンネル区間（トンネルの出入口からトンネル中央部分に 150 メートルの区間を除く。（図(2)））の沿線地域
- ウ 河川区域
- エ 都市計画法の用途地域が定められていない地域で、山林、原野、農用地等新幹線鉄道騒音から通常的生活を保全する必要のない地域

図 (1)

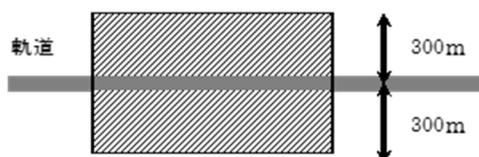
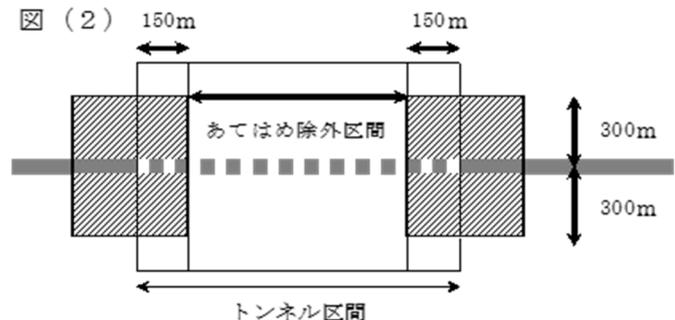


図 (2)



(2) 地域指定の方法・方針

ア 都市計画法に基づく用途地域の定めがある地域の類型当てはめ方針

県公害対策審議会答申（昭和 58 年 12 月 15 日 58 公対審第 5 号）及び新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準（平成 13 年 1 月 5 日環大企第 2 号）に基づく。

都市計画法に基づく用途地域に対応した類型を自動的に当てはめる。

あてはめ地域の区分		地域類型	基準値
都市計画法に基づく用途地域	第一種低層住居専用地域	I	70dB 以下
	第二種低層住居専用地域		
	第一種中高層住居専用地域		
	第二種中高層住居専用地域		
	第一種住居地域		
	第二種住居地域		
用途地域以外	準住居地域		
用途地域以外	上記に相当する地域		
都市計画法に基づく用途地域	近隣商業地域	II	75dB 以下
	商業地域		
	準工業地域		
	工業地域		
用途地域以外	類型 I 指定地域以外の区域で住居がある地域		
用途地域	工業専用地域	指定しない	/
用途地域以外	河川区域、山林、原野、農用地等の住居がない地域		

イ 都市計画法の用途地域の定めがない地域の類型当てはめ方針

類型を当てはめる地域の区分は字単位を原則とし、次表のとおりとする。

類型の 種類	基準値	審議会答申に よる当てはめ 地域	当てはめ地域	左欄の当てはめ基準
I	70dB 以下	主として住居 の用に供され ている地域	1 住居が集合し ている地域。	1 団地、集落を形成し ている地域で住居密 度が3戸/1ha以 上。
			2 騒音に係る環 境基準のA類型 が指定されてい る地域。	2 騒音に係る環境基準 A類型地域（主として 住居の用に供する地 域）との整合を図る。
			3 新幹線鉄道の 軌道に隣接し て、住居がある 地域。	3 軌道中心から150m 以内に住居が1戸以上 ある地域。
II	75dB 以下	その他の地域 （当てはめ除 外地域を除 く）	住居がある地域 （I類型に該当する 地域を除く）	I類型指定地域以外で住 居が1戸以上ある地域。

（備考）

- ・類型指定地域の区分については、次の理由により字を原則とする。

（理由1）騒音に係る環境基準の類型指定地域の区分との整合を図る。

（理由2）土地利用状況との変化に対応した地域指定の見直し作業が容易である。

（理由3）土地利用状況と整合した地域指定が可能である。

<検討課題>

- ・都市計画法に基づく用途地域の定めがない地域を区分する単位について
→飯田市は一部地域で字が画定されている。喬木村、豊丘村には字がない。
（参考）①自然境界等（河川、道路等）に区切り、集落ごと指定する方法
②指定地域を 500mメッシュに区切り、指定する方法
- ・住居の用に供されている地域の当てはめ基準が「住居密度は 3 戸/1 ha」であることについて
→「住居密度 3 戸/1ha」…北陸新幹線沿線の住居がある字の平均住居密度相当。